



- ご退職のみなさまへ P1~P2
- ご家族が就職等されたときは届出を P3
- 新たに採用された方の提出書類 P3
- 平成20年度の各種改正・制度のお知らせ P4~P8
- 共済センターへのご連絡先等 P8

共済センターからのお願い
現在も旧組合員証(もえぎ色)がお手元にある方は、
至急、共済センター(被扶養者・伝継担当)まで返送
してください。

ご退職の皆さまへ



退職を迎えられる皆さま、長い間の勤務大変お疲れさまでした。

退職に伴い、**日本郵政共済組合(共済センター)**に提出等が必要な書類、手続等をご案内するため2ページにわたって特集します。ぜひご一読の上、ご活用ください。

あわせて、共済組合ホームページにも退職手続に関する特集コーナーを開設しましたのでご覧ください。(ホームページのアドレス等は最終ページに掲載しています。)

なお、「退職金の支給、社宅の明渡等、財形貯蓄、雇用保険、郵政福祉等に関する事務は、共済センターでは行っておりませんので各会社支店・郵便局等の庶務担当者等にご確認ください。」

1 退職届&退職共済年金に必要な手続について

退職される方は、退職時の状況によって手続が異なります。

「退職届」及び「退職共済年金」について、ご自身の状況に合わせて手続をお願いいたします。

なお、60歳未満で退職される方へは「退職届」を、60歳以上で退職される方へは「退職共済年金決定請求書」を「退職事由等に関する申告書」とともに3月中旬ごろ発送予定です。また、共済組合ホームページからダウンロードすることもできますので、ご活用ください。(様式掲載先: 式紙・様式類一年金様式)

《退職時の状況》

(1) 60歳未満で退職する方

退職時の状況	必要書類等
60歳未満で退職する方	①退職届…「退職届」は、将来の年金受給に備え、重要となる組合員期間を登録するための大切な書類です! ②退職事由等に関する申告書(退職日の翌日以降に所属長が証明したもの) ※退職の日から3ヶ月以内に60歳に到達し、退職共済年金の受給権が発生する場合は、①の書類は不要ですので、次の(2)の表をご覧ください。 ※退職した翌日に他の 国家公務員共済組合 に加入する場合は、①②の書類は不要です。再就職先に郵政の共済組合期間がある旨申し出てください。 ※退職した翌日に他の 地方公務員等共済組合 に加入する場合は「転出届」と②の書類をご提出ください。
60歳未満で退職し、在職中に「障害共済年金」が決定した方	①退職届 ②退職事由等に関する申告書(退職日の翌日以降に所属長が証明したもの) ③障害共済年金受給権者退職届 ④厚生年金保険の被保険者等届 ⑤決定している障害共済年金証書(原本)

(2) 在職中に60歳を迎えられている方 ⇒ 退職共済年金の請求が必要です(退職届は不要です!)

種別	退職時の状況等	請求の内容	必要書類等
退職共済年金が 決定済みの方	・平成20年3月末で定年退職 ・再雇用フルタイム勤務社員の退職	退職日以降、「改定請求」を行います。	①退職共済年金改定請求書 ②退職事由等に関する申告書 (退職日の翌日以降に所属長が証明したもの)

種別	退職時の状況等	請求の内容	必要書類等
退職共済年金がまだ決定していない方	平成20年3月末で定年退職	退職日の翌日以降、退職共済年金の「決定」と「改定」の「同時請求」を行います。	①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 (退職日の翌日以降に所属長が証明したもの)
	平成20年3月末で定年退職した後、厚生年金適用か、適用除外の働き方をされる方。	退職日の翌日以降、退職共済年金の「決定」と「改定」の「同時請求」を行います。	①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 (退職日の翌日以降に所属長が証明したもの) ※厚生年金適用の再就職をされる方は、「標準報酬月額等届」が必要です。
	平成20年3月末で定年退職した後、引き続き、再雇用フルタイムなどで共済組合に加入される方。 ※郵便局長などで60歳以降も引き続き在職中の方も右欄の請求をお願いします。	60歳の誕生日以降、「在職中請求」を行います。 ※再雇用フルタイム退職後、改定請求を行います。	①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 (60歳の誕生日以降に所属長が証明したもの)
	平成20年3月末で定年退職後、日を置いて再雇用フルタイムとなり、共済組合に加入される方。	退職日の翌日以降、退職共済年金の「決定」と「改定」の「同時請求」を行います。 ※再雇用フルタイム退職後、改定請求を行います。	①退職共済年金決定請求書(新規用) ②退職事由等に関する申告書 (再雇用フルタイムの退職日以降に再雇用フルタイム退職時の所属長が証明したもの) ③再就職届

退職共済年金は、60歳到達の翌月から計算されますが、請求書を受け付けてから、当センターでの審査事務終了後、国家公務員共済組合連合会で審査の上、決定されます。よって、請求者あてに決定通知がされるまで、通常2～3ヶ月程度を要します(4月は請求者が多いため、決定まで時間がかかることが予想されます。)ので、ご了承ください。なお、年金支給は偶数月の15日(休日等の場合は前営業日)ですが、決定時点において未支給の年金がある場合は、次の定期支給期を待たずに随時送金されます。

共済組合ホームページに
より詳しい情報を掲載しています。

●退職共済年金の受給要件 共済のしくみ・各種サービス — 退職のとき— 特別支給の退職共済年金
●請求方法・請求に関するQ&A 式紙・様式類 — 年金様式 【担当:年金担当】

2 退職後「任意継続組合員」をご希望される方へ

任意継続組合員となるためには、退職日から20日以内に掛金の納付が必要です。掛金は所定の払込用紙で納付していただくため、退職日から10日以内に必ず様式「任意継続組合員となるための申出書」を、**組合員本人から直接共済センターに送付してください。**

所属している郵便局(支店等)のご担当者へ提出されても任意継続の手続きは出来ませんのでご注意ください。様式は共済組合ホームページから印刷するか、共済センターにお問い合わせください。【担当:被扶養者・任継担当】

3 共済組合員証等は退職時に返納してください

退職後は、速やかに共済組合員証(被扶養者分を含む。)、限度額適用認定証(該当者のみ)及び特定疾病療養受療証(該当者のみ)を、共済センター(被扶養者・任継担当)あて返納してください。退職(資格喪失)後に共済組合員証を病院で使用すると共済組合負担分(7割)及びその給付金を返納していただくことになります。

なお、任意継続組合員となることを申し出た場合は、任意継続用の組合員証(被扶養者分を含む。)が送付されるまでの間、現在使用の共済組合員証を使用できますが、任意継続用組合員証受領後は、速やかに返納してください。

再雇用フルタイム勤務社員として退職後も継続して勤務される方は引き続き現在の組合員証を使用してください。

【担当:被扶養者・任継担当】

4 退職時に貸付残高がある方は、退職手当から控除します

共済貸付を受けている方が退職日現在に貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除します。**(個別の手続きは必要ありません。)**なお、退職手当から貸付金残高の全額を一括控除できない場合は、別に払込通知書を送付しますので、最寄の郵便局で払い込んでください。

【担当:宿泊・貸付担当】

5 団体積立年金保険「みらい」に加入している退職者さまへ

3月末ごろ、団体積立年金保険「みらい」に加入している定年及び勤奨退職の皆さまのご自宅あてに“退職時の手続等のご案内冊子”等を共済センターから郵送いたしますので、同封の「給付金請求書」に必要事項を記入の上、共済センター宿泊・貸付担当「みらい」係までご返送ください。

なお、定年及び勤奨以外の退職の方は、共済組合ホームページをご確認の上、個別に手続きをお願いします。【担当:宿泊・貸付担当】

6 ゆうりぞうと・KKR宿泊施設利用手帳を交付します

共済組合員期間20年以上で退職された方には、共済組合から「ゆうりぞうと・KKR宿泊施設利用手帳」を差し上げています。

この手帳を使用することにより、ゆうりぞうと京都は1泊につき7,000円、KKR宿泊施設は1泊につき5,000円の利用料金が助成されます。

※ゆうりぞうと箱根及び鳴子は平成20年3月末で廃止のため、2月28日ご宿泊分をもってご利用を停止させていただきます。

なお、手帳の交付には申請が必要です。お手数ですが様式「ゆうりぞうと・KKR宿泊施設利用手帳請求書」を共済センター(助成担当)へ送付してください。様式は、共済組合ホームページから印刷するか、共済センターにお問い合わせください。【担当:助成担当】

ご家族が退職・就職したときには、被扶養者申告書の提出をお忘れなく！

年度の変わり目を迎え、ご家族が退職・就職したときの届出を忘れてしまうケースが毎年多く見られます。ご家族の扶養状況に変更があったときは、事実発生日から30日以内に「被扶養者申告書」に確認資料(写)を添付の上、共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出してください。詳しくは、共済組合ホームページか直接共済センターにお問い合わせください。

被扶養者として認められる人は、次の3つの要件すべてに該当する人です！

- 被扶養者として認定できる範囲内にいる人(三親等内の親族)
- 主として組合員の収入で生計を維持している人
- 所得が定められた限度内にある人《向こう1年間の所得推計額が130万未満の人。ただし、60歳以上の年金受給者及び障害年金受給者(年齢制限なし)は180万円未満》

新たに被扶養者となるとき

- 採用時に被扶養者がいる場合
 - 子どもが生まれたとき
 - 自営業を廃業したとき
 - 退職したとき
 - 結婚したとき
 - 同居したとき
 - 収入が減少したとき
 - 雇用保険の支給が終了したとき等
- 注意: 事実発生日から30日以内に「被扶養者申告書」を提出できなかった場合は、共済センターへ到着した日が認定日となります。

被扶養者でなくなるとき

- 就職したとき
- 死亡したとき
- 子ども等が結婚したとき
- 離婚したとき
- 別居したとき
- 他の健康保健に加入したとき
- 収入が増加したとき
- 雇用保険(日額3,612円以上)の受給を開始したとき等
- 後期高齢者となったとき(75歳以上の方〔一定以上の障害のある方は65歳以上〕)

注意: 取り消しの場合は、事実発生日にさかのぼって取り消しを行いますので、届出は事業発生後速やかに行うとともに、当該被扶養者の方の被扶養者証(保険証カード)は速やかに共済センター(被扶養者・任継担当)へ返納してください。なお、取り消しの事実発生日以降、被扶養者証を病院で使用すると共済組合負担分(7割)及びその給付金を返納していただくことになります。

【担当: 被扶養者・任継担当】

新たに採用された方にご提出いただく書類(該当者に限ります)

日本郵政グループ各社(独立行政法人等を含む)に新たに採用された社員の皆さまは、共済組合員となります。下記に該当する方は、採用後すぐに次の書類を共済センター(各担当)へ送付してください。

提出様式名	提出が必要となる該当者	様式通番/担当
(1) 基礎年金番号届出書	基礎年金番号が付番されている方 ・20歳以上の方 ・20歳未満で公的年金に加入したことのある方	組合員資格様式の「12」 (担当: 標準報酬担当)
(2) 被扶養者申告書及び確認資料	採用時、被扶養者がいる方	組合員資格様式の「30」 (担当: 被扶養者・任継担当)
(3) 国民年金第3号被保険者該当届	被扶養配偶者を有する方	組合員資格様式の「7」(担当: 年金担当)
(4) 転入届	地方公務員等他共済組合から引き続き国家公務員共済組合員となった方	年金様式の「28」(担当: 年金担当)
(5) 組合員異動報告書(その1) ※所属長(担当者)が提出する書類です	独立行政法人、宿泊施設の給与事務担当者	組合員資格様式の「11」 (担当: 標準報酬担当)

注1) 提出書類は共済組合ホームページの「式紙・様式類一覧」にあります。

注2) 書類の送付先は最終ページに記載しています。

注3) 4月1日に新たに採用された場合、組合員証(組合員本人の保険証)は、4月中旬以降、ご自宅あてに郵送します。なお、組合員証の交付を受けるための手続きはありません。(被扶養者証を除きます。)

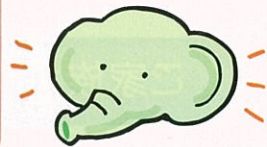
注4) 被扶養者証(被扶養者の保険証)は、上記「被扶養者申告書」等の書類を共済センター(被扶養者・任継担当)へ提出し、被扶養者として認定さ

れなければ交付されません。被扶養者証発行までの期間は、申請書類提出後、概ね2〜3週間かかりますので、あらかじめご了承ください。

注5) 組合員証又は被扶養者証の交付を受けるまでの間に、医療機関で診療を受ける場合は、お手数ですが、医療費を全額自己負担していただき、様式「療養費・家族療養費請求書」に「診療報酬領収済明細書・歯科」または「診療報酬領収済明細書・医科」を添付して、医療費の還付を共済センター(給付担当)あてに請求してください。

【担当: 被扶養者・任継担当】

平成20年度から変わります



(1) 共済組合掛金率の改定

平成20年4月から共済掛金率が次のとおり変更になります。
(適用日/平成20年4月1日)

注意: 共済掛金率は現段階の予定率です。変更される可能性もあります。【担当: 標準報酬担当】

共済掛金	改定	現行
短期掛金率	35.33/1000	38.33/1000
介護掛金率		4.70/1000
長期掛金率		74.48/1000
長期掛金率は平成20年9月から75.125/1000に改定されます		

(2) 平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を被扶養者としている組合員の方は、該当する被扶養者の共済組合員証の返納が必要となります。

返納時期及び返納方法等につきましては後日、共済センター(被扶養者・任継担当)から該当者の皆さまへ個別にお知らせします。【担当: 被扶養者・任継担当】

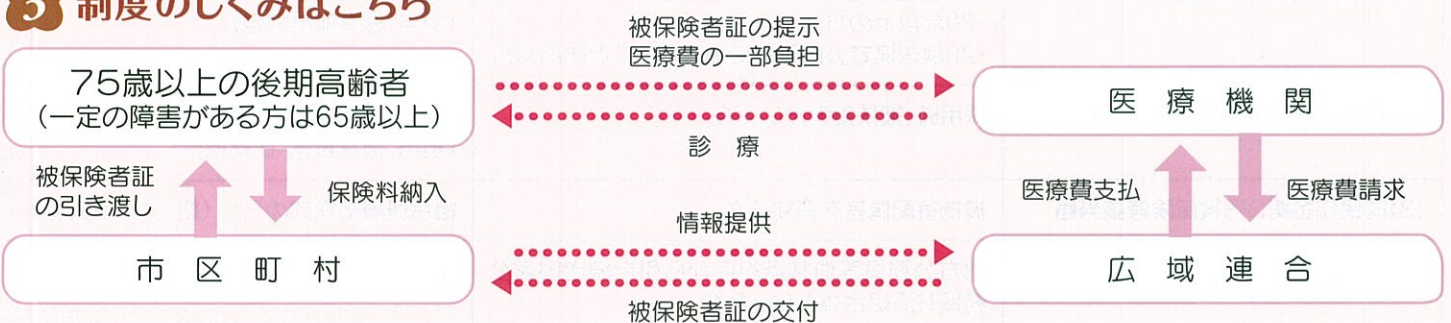
2 制度のポイントはこちら

- 75歳以上の方が対象となります。
また、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあり広域連合の認定を受けた方も対象となります。
- 医療費の自己負担割合は一般の方は1割、現役並み所得者は3割です。
- 制度の運営は各都道府県に設けられている広域連合が行います。
- 保険料は広域連合ごとに決まり、原則として基礎年金から差し引かれます。
なお、制度加入前に被扶養者であった方の保険料については次のとおり経過措置があります。
 - ・平成20年4月から平成20年9月までは保険料の負担はありません。(保険料徴収の凍結)
 - ・平成20年10月から平成21年3月までは1割負担となります。(保険料徴収の9割軽減)
- 窓口業務、保険料の徴収はお住まいの市区町村が行います。

1 後期高齢者医療制度とは?

「高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年6月成立)」の施行により、75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、高齢社会に対応する仕組みとして、新たな独立した後期高齢者医療制度が創設されます。これまでは、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方は被扶養者として共済組合制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは新たな独立した「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

3 制度のしくみはこちら



4 現行の老人保健制度と新たな後期高齢者医療制度との比較

項目	後期高齢者医療制度	老人保健制度
期日	平成20年4月1日から	平成20年3月31日まで
加入する制度は?	現在加入している医療保険制度から脱退して、新たな独立した「後期高齢者医療制度」に加入して医療を受けます。 制度の運営は、各都道府県内のすべての市区町村が加入する広域連合が行います。	被扶養者として共済組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けます。 制度の運営は市区町村が行います。

項 目	後期高齢者医療制度	老人保健制度
対象となる人は？	老人保健制度と変更ありません。	75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方が対象となります。
対象となるときは？	●75歳になったとき（75歳の誕生日当日から） - なお、平成20年4月1日前に75歳以上の方は平成20年4月1日から ●65歳以上75歳未満で一定の障害があることについて広域連合の認定を受けたとき	●75歳の誕生日のある月の翌月（誕生日が1日の人はその月）から対象となります。 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があることについて市区町村の認定を受けたとき
保険証は？	市区町村から「後期高齢者医療制度」独自の被保険者証が1人に1枚交付されます。	共済組合から共済組合員証又は被扶養者証が1人に1枚交付されます。 併せて市区町村から「老人保健法医療受給者証」が1人に1枚交付されます。
保険料は？	被保険者すべてが「後期高齢者医療制度」の保険料（被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額）を納めます。 保険料は原則として基礎年金から天引きされます。 なお、制度加入前に被扶養者であった方については保険料負担の凍結、軽減といった措置が講じられます。	「老人保健制度」に保険料の負担はなく、加入している共済組合等の医療保険者が保険料を負担しています。

《後期高齢者医療制度に関する照会先》

以上の記事は後期高齢者医療広域連合のホームページ等から抜粋したものです。

この制度等に関する照会についてはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

(3) 特定健康診査・特定保健指導を実施します

平成20年4月から、40歳～74歳の共済組合員および被扶養者を対象に「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）・特定保健指導を実施します。

【担当：助成担当】

1 特定健診・特定保健指導とは？

最近新聞等に取り上げられている「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目し、糖尿病等の生活習慣病予防のために実施する健康診査（特定健診）と保健指導（特定保健指導）です。

2 実施方法は？

各年度内（初年度は平成20年度内）に40歳～74歳になる共済組合員および被扶養者がその対象者です。

特定健診の特徴は、内臓脂肪蓄積のレベルを計るために腹囲（へそ周り）を測定することと、脂質異常、高血圧、高血糖のリスクを判定する健診項目となっていることです。これらの結果から受診者を3つのグループに分け、リスクの高いグループに特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を行います。

特定健診・特定保健指導の実施は、各医療保険者（共済組合）が策定する実施計画に委ねられており、当該年度に必ず対象者全員に実施するものではありません。

なお、特定健診を受けた方全員に健診結果に基づく、一人ひとりにあった「情報提供」が、結果の通知と同時に行われます。

◆対象者の区分ごとの特定健診・特定保健指導の考え方

項 目	特定健診	特定保健指導
組合員本人（注1）	各社及び出向先事業所で実施される定期健康診断を受診することにより、特定健診を受診したことに代えます。	特定健診の結果に基づいて実施します。 なお、当該年度に必ず対象者全員に実施するものではありません。
被扶養者及び任意継続組合員（注1）	6月以降順次、共済センターから特定健診の受診券とお知らせを送付します。 受診券に指定された健診機関で特定健診を受診してください。 なお、当該年度に必ず対象者全員に実施するものではありません。	
人間ドックを受検し共済助成を希望する被扶養配偶者（注2）	特定健診の項目を満たす人間ドックを受検し、助成金請求時に検診結果の写しを添付いただければ、改めて特定健診を受診する必要はありません。 そのドックが特定健診の項目を満たしているかについてはあらかじめ、各検診機関に確認してください。	

（注1）詳細につきましては、日本郵政共済組合が策定する「特定健康診査等実施計画」（共済組合ホームページ掲載予定）及び共済組合ホームページの「共済の各種サービス－人間ドック・特定健診等」をご覧ください。

（注2）被扶養配偶者人間ドック検査を受検し、共済費助成を受けるためには、循環器系理学検査、胃腸管系理学検査、肝機能検査、糖尿病の検査及び眼科の5項目の検査を必ず行わなければなりません。

◆特定健診検査項目

項目名		内容
必須項目	質 問 表	服薬歴・喫煙歴など
	身 体 計 測	身長・体重・BMI・腹囲
	理学的所見	身体診察
	血 圧 測 定	
	血 液 検 査	脂質検査
		中性脂肪
		HDLコレステロール
		LDLコレステロール
詳細な健診項目		血糖検査
		空腹時血糖もしくはHbA1c
		肝機能検査
		GOT・GPT・γ-GTP
	検 尿	尿糖・尿蛋白
詳細な健診項目	心電図検査	
	眼底検査	
	貧血検査	赤血球数・血色素数・ヘマトクリット値



(4) 脳ドック検診の助成対象年齢および助成額が変更になります

検診項目の中に「頭部MRI」を含む検診(頭部CT検査は助成対象外)の検診費を共済組合が助成していますが、平成20年4月受診分から脳ドック検診に対し実施する検診費助成の対象年齢及び助成額が次のとおり変更になります。

(新) 平成20年4月以降の受診: 検診当日満30歳以上の組合員(任意継続組合員は除く。)に対し20,000円を助成

(旧) 平成20年3月末迄の受診: 検診当日満50歳以上の組合員(任意継続組合員は除く。)に対し10,000円を助成

※詳しくは、共済組合ホームページをご参照いただくか、共済センターへお問い合わせください。

【担当: 助成担当】

(5) 社内レクリエーション行事の助成限度額が変更になります

郵政グループ各社内にて行うレクリエーション行事に対して共済組合が助成を行っていますが、平成20年4月実施分から次のとおり社内レクリエーション行事の助成限度額が変更になります。

(新) 平成20年4月以降の実施: 参加する共済組合員数に1,000円を乗じた額

(旧) 平成20年2月末迄の実施: 参加する共済組合員数に700円を乗じた額

※詳しくは、共済組合ホームページをご参照いただくか、共済センターへお問い合わせください。

【担当: 助成担当】

(6) 毎年各社が募集する組合員人間ドックの助成対象者が変更になります

生活習慣病を中心とした体全体の検査を行う「人間ドック」検診(※)に要する費用のうち一部を共済組合が助成していますが、平成21年度実施分の募集から、助成対象者が次のとおり変更になります。

(新) 検診を受けようとする年度の4月1日現在満30歳以上の社員

注意1: 任意継続組合員については、検診申込み後に退職した方に限ります。

注意2: 原子爆弾被爆二世の方については、満30歳未満であっても対象となります。

(旧) 検診を受けようとする年度の4月1日現在満30歳の社員及び満35歳以上の社員

※人間ドックの募集は平成20年の11月から平成21年の1月頃に日本郵政株式会社郵政健康管理センターが行います。

※受検日現在、組合員の資格を喪失している方は、助成の対象となりません。

【担当: 助成担当】

(7) 短期給付を受ける権利の時効

給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間請求を行わないときは、短期給付を受ける権利が時効となり給付を受けることができなくなりますので、請求に当たっては注意してください。

なお、給付の種類別に給付を受ける権利の時効の起算日(給付事由が生じた日の翌日)は、次のとおりです。

【担当: 給付担当】

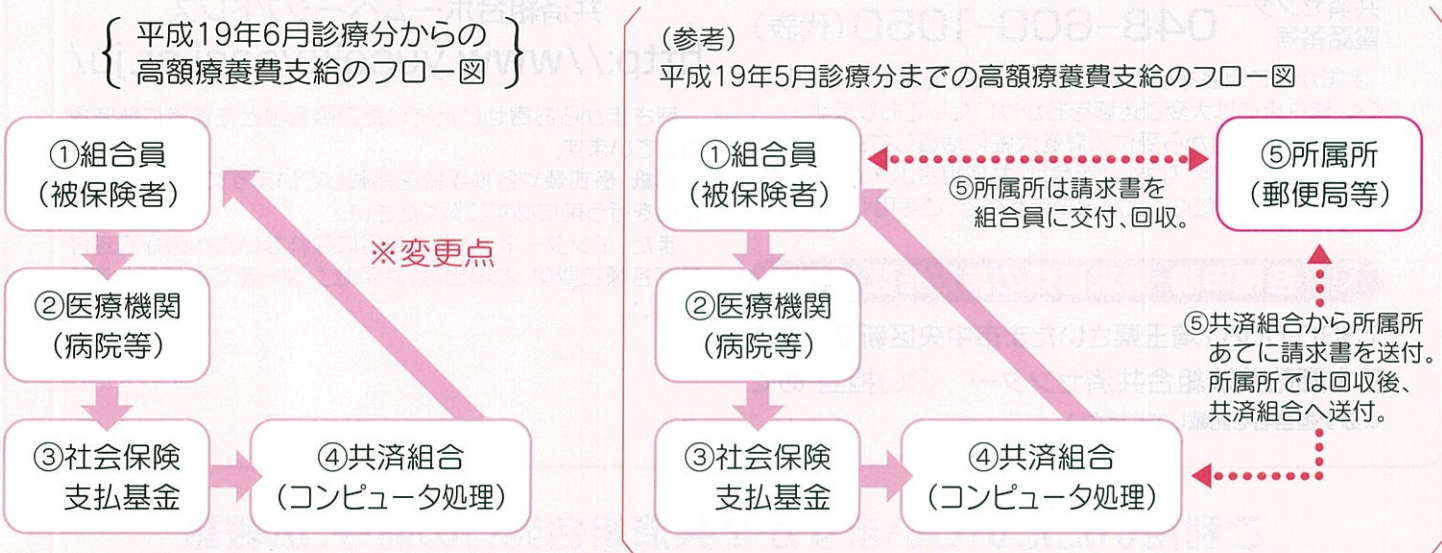
給付の種類	時効の起算日
療養費	組合員が医療機関等に療養の費用を支払った部分について、その支払った日の翌日
高額療養費	ア 組合員が医療機関等に一部負担金を支払った日の翌日 イ 組合員が医療機関等に支払った被扶養者の療養の費用のうち、高額療養費の支給に係る部分については、その支払った日の翌日 ウ 合算されて高額療養費が支給される場合は、同一月のア又はイに掲げる日のいずれか遅い日
傷病手当金・出産手当金 休業手当金・介護休業手当金	それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日
育児休業手当金	ア 休業中に係る支給(標準報酬の日額の30/100に相当する金額を支給) 育児休業により勤務に服さなかった日ごとに、その翌日 イ 上記アの支給対象期間最後の日後6か月以上組合員であった場合に支給(標準報酬の日額の20/100に相当する金額を支給) 上記の育児休業手当金の支給対象期間の最後の日から6か月を経過した日の翌日
出産費	出産した日の翌日
結婚手当金	結婚(入籍した日)した日の翌日
埋葬料	埋葬又は葬儀を行った日の翌日
弔慰金	死亡した日の翌日
災害見舞金	災害により被害を受けた日の翌日
移送費	移送を行った日の翌日

(関係法令:国家公務員共済組合法第111条)

(8) 高額療養費請求に伴う請求書の作成は不要です

平成19年6月診療分から請求書の作成が不要となりました。医療機関からの報告に基づき、共済組合に登録されている皆さまのゆうちょ銀行口座へ自動的に送金します。ただし、「1 注意事項」に該当する場合は、届出が必要です。

【担当: 給付担当】



P8につづく→

1 注意事項

- 平成19年5月診療分以前の請求書をお持ちの方
時効が到来していないものは請求できますので、請求書を共済センター（給付担当）へ直接送付してください。所属所の受付印は不要です。（時効は、医療機関に高額療養費等を支払った日の翌日より2年経過すると成立します。）
- 公費助成（国や市区町村より医療費の助成を受けていること、乳幼児や障害者など）を受けている方
公費助成を受けている方は、共済組合からの高額療養費支給を停止する必要があります。
新たに公費助成の対象となり、病院の窓口負担が無い方又は軽減されている方は、様式「医療給付金-09 地方自治体助成届出書」を提出してください。
※公費助成を受けられなくなったのにもかかわらず共済組合から支給が停止されている等の理由により支給されない場合は様式「医療給付金-01 療養費・家族療養

費・高額療養費請求書」に必要事項を記入の上、請求をしてください。

- 高額療養費等の支給状況の確認
ゆうちょ銀行通帳に記帳することにより確認することができます。税務署や市区町村からの要請により、高額療養費等の支給状況の証明が必要な場合は様式「給付金-01 短期給付金支給証明依頼書」に必要事項を記入の上、共済センター（給付担当）へ提出してください。
- その他
(1)食事代の標準負担額、差額ベッド代等の保険適用外の診療分は高額療養費等に含まれません。
(2)高額療養費等の計算方法は、「共済組合ホームページ」又は「ゆうゆうライフMY共済'07」のP42をご覧ください。



2 送金時期等

医療機関で診療を受けてから、高額療養費等が支給されるまでに概ね4~5か月かかります。
なお、送金スケジュールは共済組合ホームページに掲載しています。

- 共済センターに到着した請求書に不備があった場合および共済センターに登録されている送金口座情報とゆうちょ銀行の口座が一致しない場合送金予定日に送金されないことがあります。
- 一般的に医療機関から共済組合へのレセプトの到着は2か月後になりますがレセプトの到着が遅れている場合や、公費との精算が必要な場合等は支給が遅れることがあります。

共済センターへの連絡先など

電話による照会は…

共済センター
電話番号 **048-600-1050** (代表)

全国からご照会をいただいているため、電話がつながりにくく、皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしております。

平成20年3月から受付人員を大幅に増員しておりますのでご了承願います。なお、ご照会は、共済組合ホームページからもお寄せいただくことが出来ますので、ご活用ください。

各種申請・請求書類のあて先は…

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※必ず担当名を記載してください。

最新情報の確認・様式などの入手は…

共済組合ホームページアドレス

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいたご照会などを参考に随時更新しています。

式紙・様式類や各種手続を掲載していますので、申請及び届出を行う前に必ずご覧ください。

また、インターネットをご利用になれない方への様式送付など各種ご要望・お申出は、共済センターまでお電話してください。

ご利用いただいていますか？ 共済組合発行の冊子、広報誌

共済センターでは、共済の制度や各種手続に必要な資料などをお知らせするために次のとおり冊子や広報誌を発行していますので必ずお手元に常備し、活用してください。

【現在の取扱を掲載している冊子等】

- ①ゆうゆうライフMY共済'07(カードの共済組合員証と同時交付)
- ②ゆうせい共済423号(平成19年9月20日発行)
- ③共済手続ガイドブック(平成19年11月発行)

発行所：日本郵政共済組合 共済センター 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1